

保険金・給付金のお支払いについて

お支払いまでの流れについて

- ご請求後、本社担当部門にてすみやかにご提出いただいた書類の内容を確認し、ご契約の約款の内容に従いお支払い額を決定し、受取人ご指定の口座へお支払いいたします。
- ご請求書類に不備があった場合や、事実の確認を行う場合のほかは、原則請求書類が当社に着いた日^(注)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いいたします。
- 必要書類に記入もれや不足がございますと、お支払いまでに時間がかかりますので、ご提出前にもう一度ご確認ください。

(注)「請求書類が当社に着いた日」とは完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

ご請求書類に不備があった場合について

- ご請求書類に不備があった場合は、通知書面を郵送、もしくは当社担当者よりご連絡いたします。
- その際は、不備内容をご確認いただき、必要書類を整備いただいたうえ、再度、ご提出くださいますようお願いいたします。
- この場合、あらためて不備書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めて原則5営業日以内にお支払いすることとなります。
- ご請求に必要なすべての書類が当社へ到着していない場合は、書類の提出があるまではお支払いの処理が開始されませんのでご注意ください。

保険金・給付金などをお支払いするための確認等について

- ご提出いただいた書類の内容を確認させていただいた結果、保険金・給付金などをお支払いするための確認・調査・照会が必要な場合^(注)がございます。その際には当社より書面でご連絡させていただくとともに、当社が委託した担当者より直接ご連絡をさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

(注) 保険金・給付金などをお支払いするための確認等が必要な場合の例

- ・ご契約から2年以内にお亡くなりになった場合、ご契約から2年以内の早期のご入院等の場合
- ・その他お支払いをするために当社が確認等が必要と判断した場合 など

※上記の例の場合においても、確認等を行わない場合がございます。

- 保険金・給付金などをお支払いするための確認等が必要な場合は、当社約款の規定により、確認の内容に応じて請求書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めて45日、60日もしくは180日のお支払い期限を設定いたします。
- 上記お支払い期限については、別途書面にてご連絡いたします。なお、書面による通知が、請求書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に届かない場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- 保険金・給付金などをお支払いするための確認等が必要な場合は、当社が委託した担当者がお伺いし、ご発病・ご受傷状況(治療の経過・内容、発病・受傷内容等)について医療機関等へ確認等を行う場合がありますが、確認先のご都合によりお支払いまでにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- お支払い期限までに確認等が終了しない場合は、別途確認先の状況等をご連絡いたします。

保険金・給付金のお支払いについて

- お支払い金額などの明細を郵送いたしますので内容をご確認ください。
- 所定の期限までにお支払いできなかった場合は、期限を超える期間についてお支払いすべき金額に遅延利息を付けてお支払いいたします。
- 退院後の通院など、追加のご請求がある場合は再度当社までご連絡ください。

